

# 消防団員確保推進飛騨圏域協議会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員確保推進飛騨圏域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 消防団や消防団員確保に関する現状の把握及びこれを踏まえた課題の抽出に関すること。
- 二 前号の課題の解決に向けた事業の計画及び実施に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、次の各号により構成する。

- 一 飛騨県事務所
  - 二 高山市消防本部、飛騨市消防本部、下呂市消防本部、白川村
  - 三 高山市消防団、飛騨市消防団、下呂市消防団、白川村消防団
  - 四 その他、会長が必要と認める者
- 2 飛騨県事務所長を会長とする。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ、又は、構成員の求めに応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

## (庶務)

第5条 協議会の庶務は、飛騨県事務所において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、都度、協議会による協議の上、決定する。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。